

平成22年11月19日

治山林道必携委託業務設計積算編及び県運用事項等の一部訂正
追記について

このことにつきまして、別添のとおり一部訂正及び追記しましたので、下記に留意して事業を実施してください。

また、関係市町村への通知及び指導をお願いします。

記

1. 訂正、追記内容

○治山林道必携委託業務設計積算編

林道事業調査等標準歩掛

- (1) 2-2-2 一車線林道測量の2-2-2-7用地測量に「(注) 県運用有り」を追加。
- (2) 3-2-1 二車線林道設計の3-2-1-2詳細設計及び3-2-2一車線林道設計の3-2-2-2詳細設計に「(注) 県運用有り」を追加。

○県運用事項等

林道工事調査等業務標準歩掛

- (1) 二車線林道測量標準歩掛の2-2-1-7に用地買収等に伴う用地測量については、土木部と同様の詳細な測量成果品が必要となるため土木部の歩掛、諸経費率を使用することを訂正追記。(P 22)
- (2) 一車線林道測量標準歩掛に2-2-2-7用地測量にて2-2-1-7用地測量標準歩掛の県運用事項(P 22)を準用することを訂正追記。(P 23)
- (3) 二車線林道設計業務標準歩掛の3-2-1-2詳細設計及び一車線林道設計業務標準歩掛3-2-2-2詳細設計に紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の取扱いを追記。(P 24)
- (4) 2 一車線林道設計標準改築A、改築B、改築Cの表題等の訂正。
(P 28~P 30)

2. 適用

平成22年7月の治山林道必携委託業務設計積算編、県留意事項等を訂正及び補完したものであるため随時適用すること。

治山林道必携（委託業務設計編）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">治山事業調査等標準歩掛</p> <p>2-2-2-7 用地測量 (1) 用地測量 <u>(注) 県運用有り</u> 2-2-1-7を準用し、70%を標準とする。 (2) 用地調査（潰れ地調査） 「略」</p> <p>第3 設計業務 3-1 適用に当たっての留意事項 「略」</p> <p>3-2 標準歩掛 3-2-1 二車線林道設計 「略」 3-2-1-2 詳細設計 <u>(注) 県運用有り</u></p> <p>3-2-2 一車線林道設計 「略」 3-2-2-2 詳細設計 <u>(注) 県運用有り</u></p> | <p style="text-align: center;">治山事業調査等標準歩掛</p> <p>2-2-2-7 用地測量 (1) 用地測量 2-2-1-7を準用し、70%を標準とする。 (2) 用地調査（潰れ地調査） 「略」</p> <p>第3 設計業務 3-1 適用に当たっての留意事項</p> <p>3-2 標準歩掛 3-2-1 二車線林道設計 「略」 3-2-1-2 詳細設計</p> <p>3-2-2 一車線林道設計 「略」 3-2-2-2 詳細設計</p> |

治山林道必携（委託業務設計積算編）「県運用事項」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 県運用事項 | 県運用事項 |
| <p>「林道工事調査等業務標準歩掛」</p> | <p>「林道工事調査等業務標準歩掛」</p> |
| <p>測量業務の積算</p> <p>(略)</p> <p>1 二車線林道測量標準歩掛</p> <p>2-2-1-6 伐開<該当頁：Ⅲ-44> (略)</p> <p>2-2-1-7 用地測量標準歩掛<該当頁：Ⅲ-45> ・備考1は適用しない。諸経費は測量業務と合併して測量業務の諸経費率で算出する。 <u>・用地買収等に伴う用地測量については、土木部と同様の詳細な測量成果品が必要となるため土木部の歩掛、諸経費率を使用すること。</u></p> <p>2-2-1-8 保安林調査標準歩掛<該当頁：Ⅲ-46> (略)</p> | <p>測量業務の積算</p> <p>(略)</p> <p>1 二車線林道測量標準歩掛</p> <p>2-2-1-6 伐開<該当頁：Ⅲ-44> (略)</p> <p>2-2-1-7 用地測量標準歩掛<該当頁：Ⅲ-45> ・備考1は適用しない。諸経費は測量業務と合併して測量業務の諸経費率で算出する。</p> <p>2-2-1-8 保安林調査標準歩掛<該当頁：Ⅲ-46> (略)</p> |

治山林道必携（委託業務設計積算編）「県運用事項」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">県運用事項</p> | <p style="text-align: center;">県運用事項</p> |
| <p>2 一車線林道測量標準歩掛</p> <p>2-2-2-1 計画・準備<該当頁：Ⅲ-47> ・森林基幹道等で、全体調査計画で現地測設が行われている路線又は路線選定を発注者が 決定に指示する場合の歩掛の調整は、技師を除く。</p> <p>2-2-2-2 中心線測量<該当頁：Ⅲ-47> (略)</p> <p>○編成人員 (略)</p> <p>2-2-2-6 伐開<該当頁：Ⅲ-48> ・草刈機の日数を計上しない。別途積み上げの材料費、機械器具費に草刈機の費用を含む。</p> <p><u>2-2-2-7 用地測量<該当頁：Ⅲ-48></u> <u>・2-2-1-7 用地測量標準歩掛の県運用事項<該当頁：22>を準用する。</u></p> | <p>2 一車線林道測量標準歩掛</p> <p>2-2-2-1 計画・準備<該当頁：Ⅲ-47> ・森林基幹道等で、全体調査計画で現地測設が行われている路線又は路線選定を発注者が 決定に指示する場合の歩掛の調整は、技師を除く。</p> <p>2-2-2-2 中心線測量<該当頁：Ⅲ-47> (略)</p> <p>○編成人員 (略)</p> <p>2-2-2-6 伐開<該当頁：Ⅲ-48> ・草刈機の日数を計上しない。別途積み上げの材料費、機械器具費に草刈機の費用を含む。</p> |

治山林道必携（委託業務設計積算編）「県運用事項」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">県運用事項</p> <p>設計業務の積算 (略)</p> <p>3 二車線林道設計業務標準歩掛</p> <p>3-2-1-1 線形計画・現地調査・線形決定<該当頁：Ⅲ-49> (略)</p> <p>3-2-1-2 詳細設計 ・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、第3の3-1-(1)及び1-3-2-4-(2)を適用し、平面縦断設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること。</p> <p>3-2-1-5 成果品<該当頁：Ⅲ-50> (略)</p> <p>4 一車線林道設計業務標準歩掛</p> <p>3-2-2-1 線形計画・現地調査・線形決定<該当頁：Ⅲ-51> (略)</p> <p>3-2-2-2 詳細設計 ・紙媒体の図面から電子図面を作成する場合、第3の3-1-(1)及び1-3-2-4-(2)を適用し、平面縦断設計歩掛を20%以内の範囲内で軽減すること</p> <p>3-2-2-5 成果品<該当頁：Ⅲ-52> (略)</p> | <p style="text-align: center;">県運用事項</p> |

治山林道必携（委託業務設計積算編）「県運用事項」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">県運用事項</p> <p>2 一車線林道設計標準</p> <p>○改築 A(幅員拡張) (略)</p> <p><u>2</u> 一車線林道設計標準</p> <p>○改築 B (舗装事業)</p> <p>(1) 線形計画、現地調査、線形決定 (略) 計上しない。</p> <p>(2) 詳細設計 (略)</p> <p>(3) 報告書作成 (略) 計上しない。</p> | <p style="text-align: center;">県運用事項</p> <p>2 一車線林道測量標準 (改築事業)</p> <p>○改築 A(幅員拡張) (略)</p> <p><u>1</u> 一車線林道測量標準 (改築事業)</p> <p>○改築B (幅員拡張)</p> <p>(1) 線形計画、現地調査、線形決定 (略) 計上しない。</p> <p>(2) 詳細設計 (略)</p> <p>(3) 報告書作成 (略) 計上しない。</p> |

治山林道必携（委託業務設計積算編）「県運用事項」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>県運用事項</p> | <p>県運用事項</p> |
| <p>2 一車線林道設計標準</p> <p>○改築 C（既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの）</p> <p>改築 B の項目に加えて、その他必要な項目を別途積算して計上する。</p> <p>注) 1 技術経費率は20%とする。</p> <p>○適用にあたっての留意事項</p> <p>1 一般の改良事業で、全線に渡る改良工事の設計を行う場合は改築 A の歩掛を準用する。</p> <p>2 一般の改良事業で部分的な改良工事の設計を行う場合は、改築 A の歩掛の項目のうち必要な項目を抽出して使用する。</p> <p>3 一般の舗装事業で設計を行う場合は改築 B の歩掛を準用する。</p> <p>4 改築 A、B、C とも他に必要な項目のある場合は協議の上、別途積算して計上する</p> <p>◆六価クロム溶出試験の設計書への計上について</p> <p>(略)</p> | <p>2 一車線林道測量標準 (改築事業)</p> <p>○改築 C（既設林道の舗装、改良を一体として行う事業で改良の占める割合が50%以上あるもの）</p> <p>改築 B の項目に加えて、その他必要な項目を別途積算して計上する。</p> <p>注) 1 技術経費率は20%とする。</p> <p>○適用にあたっての留意事項</p> <p>1 一般の改良事業で、全線に渡る改良工事の測量を行う場合は改築 A の歩掛を準用する。</p> <p>2 一般の改良事業で部分的な改良工事の測量を行う場合は、改築 A の歩掛の項目のうち必要な項目を抽出して使用する。</p> <p>3 一般の舗装事業で測量を行う場合は改築 B の歩掛を準用する。</p> <p>4 改築 A、B、C とも他に必要な項目のある場合は協議の上、別途積算して計上する。</p> <p>◆六価クロム溶出試験の設計書への計上について</p> <p>(略)</p> |